

食品ロスについて

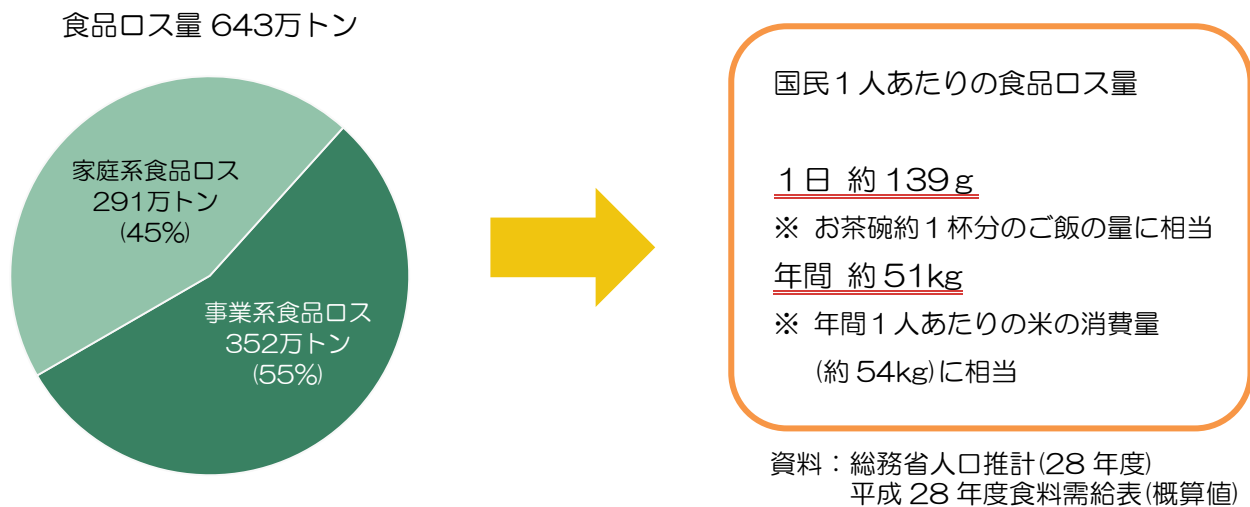
日本ではどれくらいの食品ロスが発生しているの？

日本の食品廃棄物の発生量は、約 2,759 万トン。

このうち、本来食べられるにも関わらず捨てられている食品や食べ残しといった食品ロスの発生量は、年間約 643 万トンあると言われています。（農林水産省及び環境省「平成 28 年度推計」）

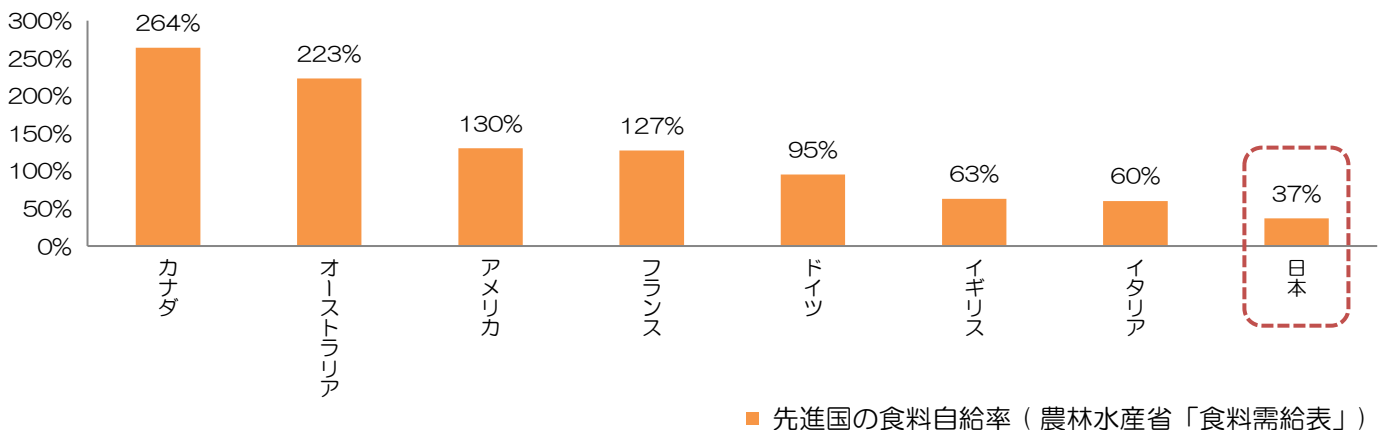
これは、世界の食料援助量（年間約 380 万トン）の約 1.7 倍に相当します。

また、日本の食品ロス量のうち、年間約 352 万トンが、事業所から排出されています。



日本の食料自給率は先進国の中で最低水準です。

日本の食生活はバラエティに富み、非常に豊かだと言われていますが、日本の食料自給率(カロリーベース)は 37%と先進国の中でも最低水準で、食料の多くを海外からの輸入に頼っています。



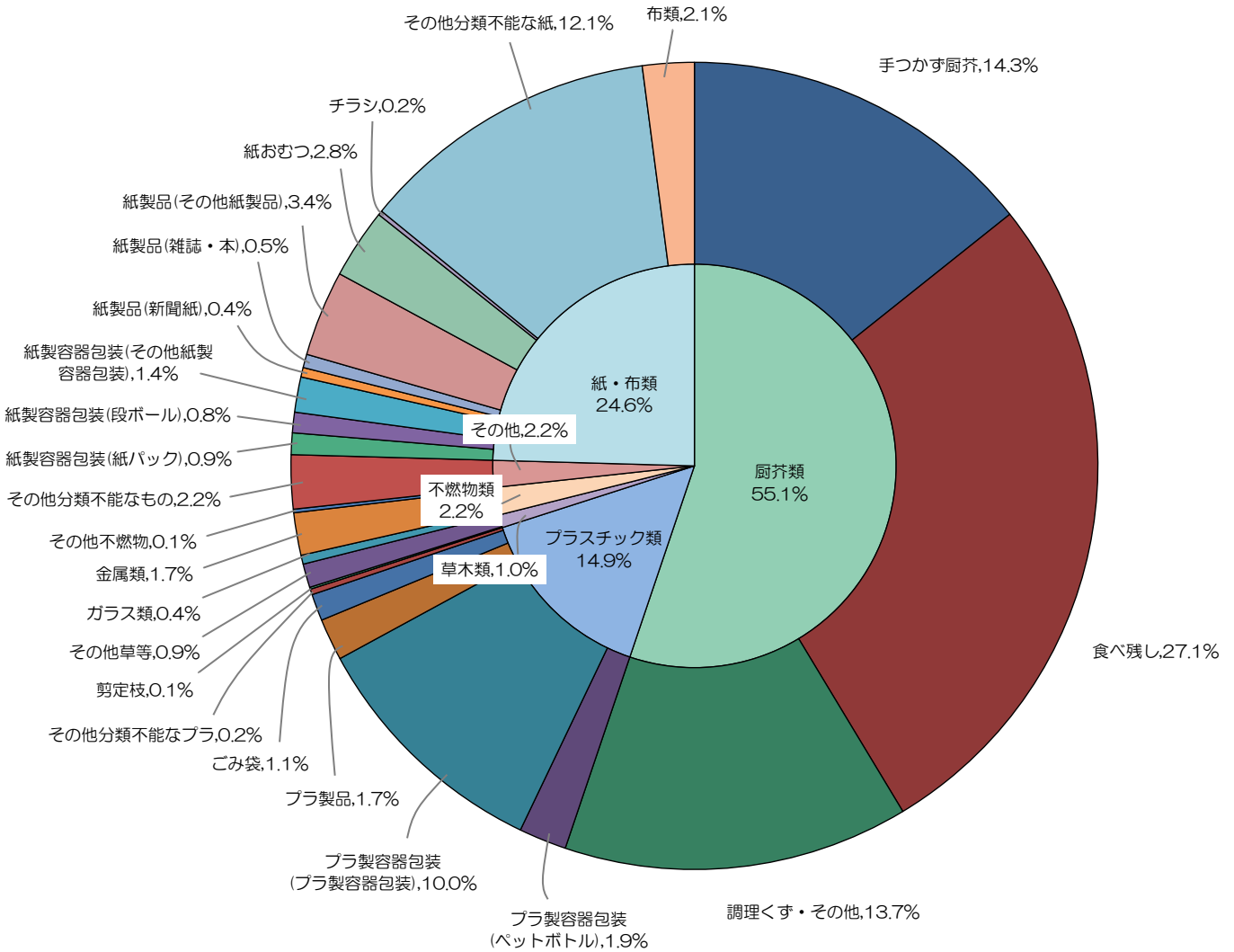
※日本は平成 30 年度、それ以外の国は平成 25 年度の数値です。

このように、食料を大量に生産・輸入しているのに、その多くを捨てているのが現状です。

食品ロスを減らすためには、一人ひとりが意識して、食品ロスの削減を目指す必要があります。

門真市の事業系ごみ組成調査結果

令和元年6月に実施した事業系ごみ組成調査の結果によると、厨芥類が55.1%を占めており、その内訳は手つかず厨芥が14.3%、食べ残しが27.1%、調理くず・その他が13.7%となっています。



図：門真市事業系ごみ組成調査結果(重量比)
 (令和元年(2019)6月 門真市クリーンセンター実施)
 調査総量 357.36kg

紙ごみの分別について

紙ごみは分別して、古紙としてリサイクルに出せば、資源を有効活用でき、ごみの減量化につながります。

○古紙の分別方法

事業所から出る古紙は、「新聞」・「雑誌」・「段ボール」・「紙パック」・「シュレッダー紙」・「OA紙」・「雑がみ」に分けて出してください。

●新聞(折込チラシを含む)

新聞と新聞折込チラシ(新聞とともに配達されるチラシ)は一緒に出してください。

それ以外のチラシ(新聞と別でポストに入る投込みチラシなど)は、雑がみと一緒に出してください。

サンプルが付いた新聞折込チラシが入ることがあります。サンプルは必ず取り外すようにしてください。

また、汚れた新聞は、「普通ごみ」として出してください。

●雑誌

雑誌は、綴じられた本の形をしたもので、雑誌、書籍、取扱説明書、小冊子(パンフレット、カタログ、案内書など)になります。分別時に雑誌付録は取り外すようにしてください。

●段ボール

宅配便の伝票などは個人情報を守ることもなりますので、分別時に取り外すようにしてください。

輸入青果物や水産加工品を入れる段ボール箱には、ワックスが塗られた段ボール(ろう(蠟)段)がありますので、「普通ごみ」として出してください。

●紙パック

紙パックの内側が白色のものに限ります。

内側が、アルミコーティングされているものや、色のついているものは、「普通ごみ」として出してください。

水洗いして切り開いて、乾かしてから出してください。プラスチックの注ぎ口は切り取ってください。

切り取ったプラスチックの注ぎ口は、「普通ごみ」として出してください。

●シュレッダー紙

コピー用紙などの裁断くずになります。その他のごみと混ぜないで、透明な袋に入れて出してください。

●OA紙

白色のコピー用紙、白色の再生紙、白色の印刷用紙、白色の連続帳票などの上質紙・再生紙になります。

のりづけされた書類や汚れたものは、「普通ごみ」として出してください。

●雑がみ

雑がみは、新聞・雑誌・段ボール・紙パック・シュレッダー紙・OA紙以外の投込チラシ、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱(お菓子やおもちゃの箱)などの紙類になります。

分別時に、カバンや靴などの詰物(緩衝材)、昇華転写紙(アイロンプリント紙)、感熱性発泡紙(立体コピー紙)、食品や臭いが付着しているもの、金紙・銀紙が使用されているもの、レシート、シール、プラスチックとの複合素材の製品は、「普通ごみ」として出してください。

禁 忌 品

禁忌(きんき)品とは、「製紙の原料にならない異物」のことをいいます。禁忌品が混ざっていると、紙を再生する妨げになります。主な禁忌品は以下をご参照ください。

禁忌品名称	リサイクルできない理由	注意点、使用例など
カバンや靴などの詰物 (使用済み昇華転写紙)	古紙処理工程で取り除けず、製品にカビ状の斑点になって現れます。	詰物(緩衝材)が使用済み昇華転写紙かどうか見た目では判断が難しいため、すべて普通ごみに出してください。
感熱性発泡紙 (立体コピー紙)	古紙処理工程で取り除けず、製品の表面に凹凸が発生します。	主に点字印刷物(図や絵)に使われ、点字冊子に挟み込まれていることがあります。感熱性発泡紙かどうか判断できない時には、普通ごみに出してください。
臭いのついた紙	古紙処理工程で完全に脱臭することができず、製品に臭いが残ってしまいます。	洗剤の箱、線香の箱、香料の箱、芳香紙、石鹸包装紙などがあげられます。
食品残さのついた紙	食品で汚れており、腐敗・異臭などの衛生上の問題があります。	ピザやケーキの包装箱に食品が付いたもの、ハンバーガーなどを包んだ紙などがあげられます。
汚れた紙	衛生上の問題があります。	油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやペーパータオル、ペットの汚物処理した紙などがあげられます。
ろう(蝋)段 (ワックス付段ボール)	ろう(蝋)、ワックスが塗られた段ボールで、古紙処理工程で取り除けず、新しい段ボールに油染みができてしまいます。	輸入青果物や水産加工品を入れる段ボール箱に使われています。
新聞折込チラシ、雑誌、 カタログに付随した サンプル類	製紙原料とならない異物です。	シャンプーや化粧品サンプルがあげられます。サンプル類は取り外してください。
建材に使用される紙	製紙原料とならない異物が含まれています。	壁紙、防水シート、石膏ボードなどがあげられます。
圧着はがき (親展ハガキ)	のりが完全に取り除けず、まとまった粘着物が機械や製品に付着します。	公共料金の請求書、ダイレクトメールに使われています。
シール 粘着テープ	のりが完全に取り除けず、まとまった粘着物が機械や製品に付着します。	リサイクルできる台紙はありますが、シールは剥がしてください。
ラミネート紙、樹脂・ アルミコーティング紙	紙ではない成分が含まれ、取り除けなかった樹脂片が製品に付着し、印刷不良を引き起こします。	アイスクリームのカップ、カップ麺のふた、お酒のパック、ガムの内側の包装紙などがあげられます。
カーボン紙 ノーカーボン紙	特殊なインクを完全に取り除けず、斑点が製品に現れます。	複写用紙、伝票類、宅配便の伝票などに使われています。
感熱紙	特殊なインクを完全に取り除けず、発色して斑点が製品に現れます。	レシート、ロール状のFAX用紙などがあげられます。
印画紙	古紙処理工程で離解できず、製紙原料となりません。	写真、アルバム、インクジェット用写真用紙などがあげられます。
硫酸紙 (パーチメント紙)	古紙処理工程で離解できず、製紙原料となりません。	クッキングシート、中華まん・ケーキ類の底紙、薬包紙などがあげられます。
防水加工された紙	古紙処理工程で離解できず、製紙原料となりません。	紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺・ヨーグルト・アイスクリーム容器などがあげられます。
紙製品でないもの	不織布	樹脂繊維でできているものが多く、製紙原料にはなりません。中でも使用済みのものは衛生上の問題があります。
	使い捨ておむつ 生理用品 ペット用トイレシート	紙おむつには吸水性ポリマーなど紙ではない成分が含まれています。中でも使用済みのものは衛生上の問題があります。
	合成紙 ストーンペーパー	合成樹脂を主原料としており、製紙工場の機械故障を引き起こします。
	石 ガラス 金属 土砂 木片 布類 プラスチック類	製紙工場の機械故障を引き起こします。

事業系ごみQ & A

Q1 事業所から出たごみの処理はどうすればいいのか？

A1 市では、事業系ごみは収集していません。事業者が自ら処理するか、事業系一般廃棄物については市の許可を受けている一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。
また、資源化できるものは資源化してください。

Q2 少ししかごみが出ない。種類も一般家庭から出るごみと変わらないが？

A2 事業系ごみは、量や内容に関わらず事業活動に伴って排出されたごみですので、少量であっても、事業者自ら処理するか、事業系一般廃棄物については市の許可を受けている一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して適正な処理をしてください。

Q3 事業系ごみを地域のごみ集積所に出したら、罰則がありますか？

A3 地域のごみ集積所は、家庭から出るごみを出す場所ですので、量や種類に関わらず事業系ごみを出すことはできません。また、事業系ごみを地域のごみ集積所へ出す行為は、不法投棄にあたりますので、「廃棄物処理法」違反となり、1000万円以下の罰金または5年以下の懲役刑の罰則があります。

Q4 新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ、アルミ缶などは地域の集団回収に出してもいいのですか？

A4 地域の集団回収は家庭から出る資源化物を収集する場です。事業所から出る資源化物を出すことはできません。一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。

Q5 個人情報書類や機密書類はどのように処理すればいいのですか？

A5 一般廃棄物収集運搬許可業者または専門業者にご相談ください。また、シュレッダー処理された紙も資源化できますし、出張裁断や直接溶解を行う機密書類処理専門業者も増えています。

Q6 従業員が出した弁当ごみはどうしたらいいですか？

A6 従業員が出した弁当ごみについては、家に持ち帰って家庭ごみとして処分してください。事業所のごみと一緒に出す場合は、事業系ごみとして処理していただきます。

Q7 蛍光灯や電池はどのように処理すればいいですか？

A7 蛍光灯や一部の電池は水銀使用廃棄物に該当し、産業廃棄物として適正に処理してください。(P16 参照)
水銀未使用の電池は、小型ごみとして分けて出してください。

Q8 市役所から現地調査に来ると連絡がありました。なぜですか？

A8 排出されたごみが適正に分別されているか現地確認を行っていますので、ご協力ください。
また、産業廃棄物の混入など不適正排出が認められた場合は行政指導を行います。

産業廃棄物

産業廃棄物の種類

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち以下のものは産業廃棄物に該当します。

全ての事業活動に伴うもの	1	燃え殻	産業廃棄物焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、その他の焼却残さ
	2	汚泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ヒルピット汚泥(し尿を含むものを除く。)、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、炭酸カルシウムかす、排水溝清掃汚泥など 注)油分をおおむね5%以上含むものは廃油との混合物になる。
	3	廃油	鉱物性油、動植物性油脂、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類、写真定着廃液など、すべての酸性廃液
	5	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液、写真現像廃液など、すべてのアルカリ性廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃ペットボトルなど固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物
	7	ゴムくず	天然ゴムくず
	8	金属くず	鉄鋼または非鉄金属の研磨くず、切削くず、空き缶など
	9	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず(11に掲げるものを除く。)、耐火レンガくず、陶磁器くず、空きビン、石膏ボードなど
	10	鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューボラのノロ、ボタ、鑄物砂、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、サンドブラスト廃砂など
	11	がれき類	工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物など
	12	ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設または産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの(乾式、湿式は問わす。)
特定の事業活動に伴うもの	13	紙くず	以下の条件に当てはまる紙及び板紙くずなど 建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙または紙加工品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの、物品賃貸業に係るもの及び貨物流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。))並びにPCBが染みこんだものに限る。
	14	木くず	以下の条件に当てはまる木くず、おがくず、パーク類など 建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。)、木材または木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの、物品賃貸業に係るもの及び貨物流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。))並びにPCBが染みこんだものに限る。
	15	繊維くず	以下の条件に当てはまる木綿くず、羊毛くすなどの天然繊維くず 建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。))に係るもの及びPCBが染みこんだものに限る。
	16	動植物性残さ	以下の条件に当てはまるあめかす、のりかす、醸造かす、醗酵かす、魚及び獣のあら等 食品製造業、飲料・飼料・有機質肥料製造業、医薬品製造業または香料製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、または解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿 (家畜ふん尿)	以下の条件に当てはまる牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うすら、七めん鳥、うさぎ及び毛皮獣等のふん尿等(畜舎廃水を含む。)[畜産農業に係るものに限る。]
	19	動物の死体 (家畜の死体)	以下の条件に当てはまる18と同様の死体 [畜産農業に係るものに限る。]
	20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固型化物など)	

※下線については、業種を問わず全ての事業活動に伴うものが産業廃棄物となります。

水銀使用廃棄物の適正処理について

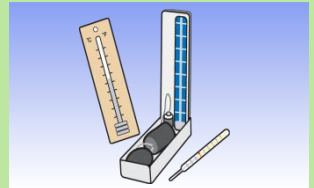
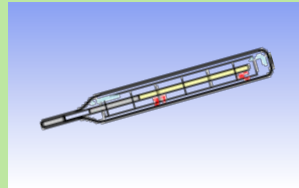
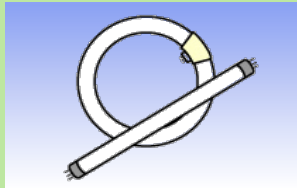
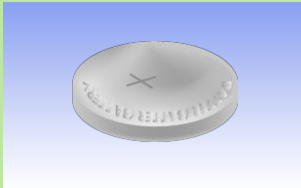
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則が、平成 28 年 4 月 1 日及び平成 29 年 10 月 1 日に改正施行されたことにより、**水銀使用廃棄物に関する規制が強化されました。**

水銀使用廃棄物について

◎平成 29 年 10 月 1 日から、次の廃棄物について、新たな対応が必要となりました。

水銀使用製品産業廃棄物

水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの。(判別できない一部の製品を除く)



具体例：一部の電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀式血圧計 など

水銀含有ばいじん等・水銀を含む特別管理産業廃棄物

- ばいじん、燃え殻、污泥、鉱さい、廃酸、廃アルカリで水銀を一定以上含有するもの、または溶出するもの

廃水銀等 ※廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定等は、平成 28 年 4 月 1 日から施行済

- ①特定施設において生じた廃水銀または廃水銀化合物
(例：水銀を回収する施設、大学等の研究機関、検査業に属する施設、保健所等)
- ②水銀が含まれているもの、または水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

水銀使用廃棄物に係る新たな対応について(概要)

「収集運搬業」「処分業」の許可証、委託契約書、マニフェスト、廃棄物保管場所の掲示板及び帳簿において、**「水銀使用製品産業廃棄物」**または**「水銀含有ばいじん等」**が含まれている旨を**明記**することが必要です。

水銀使用製品産業廃棄物

- 保管する場合は、他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること。
- 処理を委託する場合は、「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬または処分の許可を受けた事業者へ委託すること。また、水銀回収が義務付けられているもの(液体の金属水銀を含むもの)の処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託すること。

水銀含有ばいじん等

- 処理を委託する場合は、「水銀含有ばいじん等」の収集運搬または処分許可を受けた事業者へ委託すること。また、水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な業者へ委託すること。

廃水銀等 廃水銀等について、通常の特別管理産業廃棄物の措置に加えて、以下の新たな措置が必要です。

- 保管・積替える場合は、
 - ①飛散、流出または揮発の防止のための措置、
 - ②高温にさらされないための措置、
 - ③腐食防止措置をとること。
- 処理を委託する場合は、「廃水銀等」の収集運搬または処分の許可を受けた事業者へ委託すること。委託契約書及びマニフェストの廃棄物の種類の欄に「廃水銀等」と記載すること。

事業所から排出される大型ごみなどの処理について

Q1 事業所から出る大型ごみの処理はどうすればよいですか？

事務所・店舗・工場などから排出される大型ごみは、ごみの素材・材質により一般廃棄物と産業廃棄物に区分のうえ、それぞれの廃棄物を処理できる許可を持った業者に委託してください。

※ 門真市の「粗大ごみ受付センター」では、受付できません。

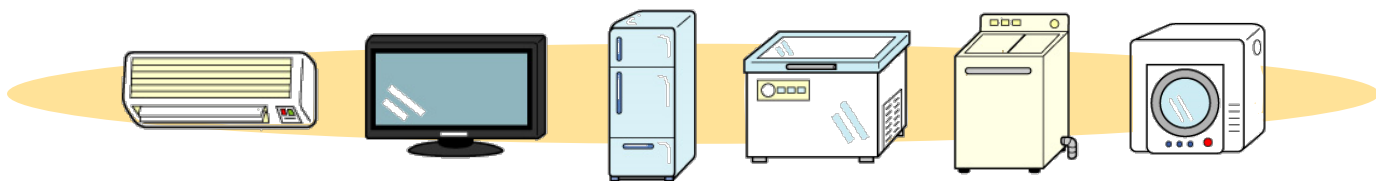
Q2 事業所で使用していた家電品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)の処理はどうすればよいですか？

家電リサイクル法の対象品目となりますので(業務用除く)、買い替える場合や過去に購入した販売店などが分かる場合には、当該販売店に引き取る義務がありますので引き取りを依頼してください。

(リサイクル料金・収集運搬料金要)

販売店に引き取り義務のないものについては、次にお問合せください。

一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター 0120-31-9640 (<https://www.rkc.aeha.or.jp/>)



Q3 事業所で使用していたパソコンの処理はどうすればよいですか？

資源有効利用促進法に基づき、パソコンメーカーなどが回収リサイクルに取り組んでいます。

詳しくは、パソコンメーカーまたは一般社団法人パソコン 3R 推進協会にお問合せください。

また、メーカーの回収受付窓口が分からない場合も一般社団法人パソコン 3R 推進協会にお問合せください。

購入時の標準付属品(マウス、キーボード、スピーカー、ケーブル)なども一緒に回収してもらえます。

一般社団法人パソコン 3R 推進協会 03-3292-7518

(<http://www.pc3r.jp/office/faq.html>)



Q4 事業所で使用していた小型充電式電池(リチウムイオン電池など)の処理はどうすればよいですか？

資源有効利用促進法に基づき、製造メーカーなどが回収リサイクルに取り組んでいます。

詳しくは、下記にお問合せください。

【小型充電式電池】一般社団法人 JBRC 03-6403-5673 (<https://www.jbrc.com/>)

門真市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧表



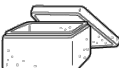





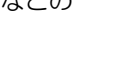







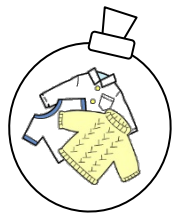









令和4年4月1日 現在

業 者 名	住 所	電 話
石原清掃	〒571-0051 門真市向島町15番14号	06-6902-7718 (FAX)06-6902-7798
かどま環境	〒571-0070 門真市上野口町11番3号	072-885-2113 (FAX)072-881-7771
(株) 川崎環境	〒535-0002 大阪市旭区大宮4丁目13番30号 (支)門真市石原町27番16号	06-6951-2777 (FAX)06-6951-2700
貴和興業 (株)	〒571-0002 門真市岸和田1丁目5番17号	072-882-6158 (FAX)072-882-7877
京阪総合サービス (株)	〒535-0002 大阪市旭区大宮1丁目18番2号 (支)守口市土居町8番7号	06-6955-2100 (FAX)06-6955-2105
(株) サカイECサービス	〒571-0052 門真市月出町6番4号	06-6901-9291 (FAX)06-6905-7052
(株) 三協商会	〒571-0011 門真市脇田町21番7号	072-803-6160 (FAX)072-803-6105
辰巳環境開発 (株)	〒571-0012 門真市江端町21番3号 〒570-0041 (事)守口市東郷通1丁目5番17号	06-6780-4153 (FAX)06-6780-4154

※50音順

ごみの出し方・分け方一覧表

区分ごとに袋を分けて出してください。

普通ごみ	プラスチック製容器包装	びん・缶類
<p>生ごみ (水切りをしてください) 最大の辺または径が 30 cm以下のプラスチック製品</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶または洗面器・植木鉢・ハンガー・バケツ・灯油用ポリタンクなどのプラスチック製品 ▶葉っぱ・花・草など ▶そうめん箱などの小さい木箱(つぶして45%以下の袋に入れてください) ▶保冷用発泡スチロール ▶ぬいぐるみ ▶紙おむつ(汚物は取り除く) ▶履物(くつ等)・カバン ▶使い捨てカイロ ▶自転車のチューブ ▶紙製のデザートカップ ▶汚損して資源化できない紙・布など <p>※びん・缶などは入れないでください</p>     	<p>リサイクルマークのついたプラスチック製容器包装</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶肉・魚などの発泡トレイ ▶スーパーなどのレジ袋 ▶玉子ケース、豆腐などのプラスチック製容器 ▶ヨーグルト・ゼリー・プリンなどのプラスチック製カップ ▶カップ麺などの包装用フィルム ▶家電製品などの緩衝材の発泡スチロール ▶シャンプー・リンス・洗剤などのプラスチック製ボトル <p>水で軽くすすいでから出してください。 汚れが落ちないものやひどいもの(油、ソース、マヨネーズ、ケチャップ、チューブ類などは、「普通ごみ」として出してください。)</p>      	<p>一斗缶未満の空き缶・空きびん (医薬品のびんを除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ビール・チューハイ・ジュース・缶詰・海苔缶などの缶類 ▶酒・ジュース・調味料・化粧品などのびん類 <p>金属のふたは「小型ごみ」としてプラスチックのふたは「普通ごみ」として出してください。</p> <p>車両火災が多数発生!! 簡易ガスボンベ・スプレー缶などは必ず中身を使い切ってから別の袋に「キケン」と貼り紙をして出してください。</p> <p>水で軽くすすいでから出してください。</p> <p>※耐熱ガラス・クリスタルなどは「小型ごみ」として出してください</p>    
古紙・古布	小型ごみ(産業廃棄物を除く)	ペットボトル
<p>資源化できる古紙・古布</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶新聞紙・雑誌・チラシ・ノート・ダンボール・包装紙・紙袋・牛乳パックなどの紙類 ▶古着・タオルなどの布製品 (汚損して資源化できないものは「普通ごみ」として出してください) カーテン・毛布・タオルケットは「普通ごみ」として出してください。 <p>45%以下の無色透明または白色半透明の袋で出してください。</p>  	<p>最大の辺または径が30 cm以下のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶電化製品・傘など <p>※ライター類は必ず使い切ってください。</p>         	<p>リサイクルマークのついたペットボトル</p> <p>※マークがないものは「プラスチック製容器包装」として出してください。</p> <p>キャップとラベルをはずし、水で軽くすすいでから出してください。</p> <p>キャップは別の小袋に入れ、「ペットボトル」として出してください。</p> <p>ラベルは「プラスチック製容器包装」として出してください。</p> 